

平成 30 年 1 月 4 日

生徒・保護者の皆様へ

神奈川県立麻溝台高等学校長

生徒に対する教職員との適正な連絡方法について

皆様におかれましては、日ごろより本校の教育活動に対し、ご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、神奈川県教育委員会では生徒への連絡のための携帯電話等の使用について次の取組を実施しています。

- (1) 部活動や学校行事等の業務を行うためには、生徒の携帯電話番号やメールアドレスをやむを得ず収集する必要がある場合は、本人、保護者に収集の目的を伝え、必ず承諾を得る。
- (2) 上記の場合、生徒の代表者の連絡先だけを収集し、代表者から部員等に伝達するなど、取得する個人情報是最小限にする。
- (3) 生徒への業務以外の私的な通話や通信は行わない。

このことから、次のことについてご理解とご協力をいただきますよう、再度お願い申し上げます。

- 教員は、緊急を要する業務上の連絡に限り、あらかじめ校長の許可及び保護者、本人の承諾を得て、生徒の携帯番号を収集することと、メールアドレスを収集して電子メールを使用することができること
- 生徒への連絡に電子メールを使用する場合、教員は、必ず学校が定めた業務用個人メールアドレスを使用しなければならないこと
- 教員と生徒は、LINE等のメッセージアプリのIDを交換したり、使用することは、禁止されていること
- メッセージアプリや電子メールで、生徒と私的なやりとりをした教員は処分対象となること

*生徒の皆さんから、教員に対して電話番号、メールアドレス、メッセージアプリのIDを聞くことがないようご協力をお願いします。